平成３０年度

自動車検査員研修

【北海道運輸局　地域教材】

注）平成３０年度 自動車検査員研修では本教材の他、以下の資料が必要です。
①平成３０年度　整備主任者研修　法令研修【全国共通教材】
②平成３０年度　整備主任者研修　法令研修【北海道運輸局　地域教材】

目　　次

１．指定自動車整備事業必携（第７次改訂版追録第５号）の改正内容----------1
　１－１．指定自動車整備事業規則の改正
　１－２．「指定整備記録簿の記載要領について」の細部取扱いの改正（抜粋）
　１－３．保安基準適合証等の処理要領の改正

２．自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び
　　指導の要領について（依命通達）の一部改正について----------5

３．北海道における指定整備事業者の処分状況----------9

４．北海道における指定整備事業者の支局長警告の事例----------10

５．北海道における平成２９年度及び平成３０年度の監査及び処分件数----------11

６．平成２９年度　全国の指定整備事業者の処分状況----------12

７．ディーゼル車の排出ガス検査（オパシメータ測定）時の注意事項
　　〈SKYACTIV－D　2.2〉マツダ(株)----------13

８．大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！----------14

１．指定自動車整備事業必携（第７次改訂版追録第５号）の改正内容

Ⅰ．法令関係

・道路運送車両法施行規則の改正
（平成３０年６月２７日付け、国土交通省令第５１号）
―【概算見積りの電磁的記録提供、整備主任者研修関係】【整備主任者地域教材Ｐ２】

・自動車点検基準の改正
（平成３０年６月27日付け、国土交通省令第５１号）
――――【大型トラック、バスのスペアタイヤ点検等】【整備主任者地域教材Ｐ１０】

・指定自動車整備事業規則の改正
（平成３０年６月27日付け、国土交通省令第５１号）
――――――

１－１．指定自動車整備事業規則の改正

平成３０年６月27日付け、国土交通省令第５１号

指定自動車整備事業規則（昭和３７年運輸省令第４９号）の一部を次のように改正する。

改正前	（自動車検査員の研修） 第14条　指定自動車整備事業者は、地方運輸局長から自動車検査員に対し研修を行なう旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該研修を受けさせなければならない。
改正後	（自動車検査員の研修） 第14条　指定自動車整備事業者は、自動車検査員であつて次に掲げものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。 ⑴自動車検査員として新たに選任した者 ⑵最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

附　則

この告示は、平成３０年１０月１日から施行する。

１－２．「指定整備記録簿の記載要領について」の細部取扱いの改正（抜粋）

平成３０年８月３０日付け、事務連絡

新	旧
４．指定整備記録簿の検査機器等による検査欄の記載は、次のとおりとする。 ⑴ 目視等による検査については、定期点検項目以外の検査項目についても検査することから、別紙の「検査項目」（参考）についても併せて確認すること。 　また、目視等による検査の「その他」の欄には、別紙検査項目の「その他の検査項目」及び①から⑲に該当しない装置等の検査結果についてチェックするものとする。 　なお、該当する装置がない場合は、チェック欄「□」に横線(⊟)又は斜線(⧄)をすること。	４．指定整備記録簿の検査機器等による検査欄の記載は、次のとおりとする。 ⑴ 目視等による検査については、定期点検項目以外の検査項目についても検査することから、別紙の「検査項目」（参考）についても併せて確認すること。 　また、目視等による検査の「その他」の欄には、別紙検査項目の「その他の検査項目」及び①から⑲に該当しない装置等の検査結果についてチェックするものとする。 　なお、該当する装置がない場合は、チェック欄「□」に横線(⊟)をすること。

※これまでは、斜線での抹消は認めておらず、横線で抹消と統一しておりました。
　複数の検査員で検査した場合、斜線を引きそれぞれがチェックを記載するためです。
　実態は斜線での抹消も多く、要望を受け、斜線での抹消も認めることとしました。

１－２．「指定整備記録簿の記載要領について」の細部取扱いの改正（抜粋）

新	旧
(5)速度計等の検査結果の検査欄への記載方法 ①　（削除）	(5)速度計等の検査結果の検査欄への記載方法 ①速度計がデジタルの場合は、走行テスト等の方法と結果欄に「速度計デジタル」と記載し、検査欄の指示針の振れは斜線すること。また、アナログ無針の場合は、「速度計アナログ無針」と記載し指示針の振れは「適」と記載する。

※必携の追録４号までに、すでに削除されていた内容です。平成３０年８月３０日付け、事務連絡にて正式に削除しました。
審査事務規程の第３５次改正（旧）（H18.3.27）により、アナログ式速度計の指示針に関する従前規定が削除されており、以降は当該記載は不要となっていたものです。

新	旧
(10)（削除）	(10) 自動車検査員の氏名欄は、当該自動車の完成検査を実施した自動車検査員の自署とすること。
(11) 複数の自動車検査員が分担して点検及び検査を実施する場合にあっては、備考欄に次の例による記入欄を設け、社内規定の検査作業区分毎に実施した検査作業区分内容、検査の年月日及び担当した自動車検査員の氏名を記載すること。	(11) 複数の自動車検査員が分担して点検及び検査を実施する場合にあっては、備考欄に次の例による記入欄を設け、社内規定の検査作業区分毎に実施した検査作業区分内容、検査の年月日及び自動車検査員の氏名を担当した自動車検査員が自署すること。

※「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び省令に基づき、記録簿の電磁的記録保存の取扱いが通達（全国教材P271）されたことから、記録簿への自署を求めることができなくなったため、削除しました。
なお、従前どおり検査員が自署することを妨げるものではありません。

旧

定期点検箇所以外の主な検査項目(参考)

装置等	検　査　項　目	乗用車等	事業用等	貨物等	二輪車
⑪騒音防止装置	消音器の取外し・切断	○	○	○	○

新

⑪騒音防止装置	消音器の取外し・切断、マフラー加速走行騒音の性能	○	○	○	○

※H22.4以降の製作車について、マフラーが改造されていた場合、騒音低減機構が容易に除去できない構造であること等を検査しなければなりませんが、車検証を確認し確実な検査を促すために追記しました。

１－３．保安基準適合証等の処理要領の改正

新	旧
２．紙による継続検査・・に係る適合証の記載 （7）「登録番号又は車両番号」「車台番号」「使用者氏名又は名称・住所」「乗車定員」「最大積載量」「用途」及び「車両総重量」欄は、当該自動車の検査証（中古新規等にあっては登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書）から転記する。 ただし、「使用者氏　名又は名称・住所」欄の記載は、新規検査申請の場合は新使用者、予備検査申請にあっては、新所有者とする。	２．紙による継続検査・・に係る適合証の記載 （7）「登録番号又は車両番号」「車台番号」「使用者氏名又は名称・住所」「乗車定員」「最大積載量」「用途」及び「車両総重量」欄は、当該自動車の検査証（中古新規等にあっては登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書）から転記する。 ただし、「使用者氏　名又は名称・住所」欄の記載は、新規検査申請の場合は新使用者、予備検査申請にあっては、新所有者とする。 （注）付属装置が２種類以上ある場合は、車検証の備考欄に諸元が記載されているのでそれも合わせて転記する。

※大特等の３段書き、４段書き車両について、備考欄の諸元も適合証へ記載する取り扱いでしたが、電子保適との整合のため削除しました。

新	旧
（13）　適合標章は次の要領で記載する。 〔Ⅲ～18頁参照〕 ①　有効期間の起算日を表示する欄は、適合標章の検査年月日を黒色ボールペン等で記載する。	（13）　適合標章は次の要領で記載する。 〔Ⅲ～18頁参照〕 ①　有効期間の起算日を表示する欄は、適合標章の交付年月日を黒色ボールペン等で記載する。

※従前、北海道は適合標章の起算日は、交付日を記載する扱いでした。
しかし、H30.5.30、日整連より、保適証サービス（ブラウザ型）において、標章起算日を交付年月日ではなく検査年月日を表示するよう改修し、本省も了解している旨の連絡がありました。北海道の取扱いもそれにあわせて変更しました。

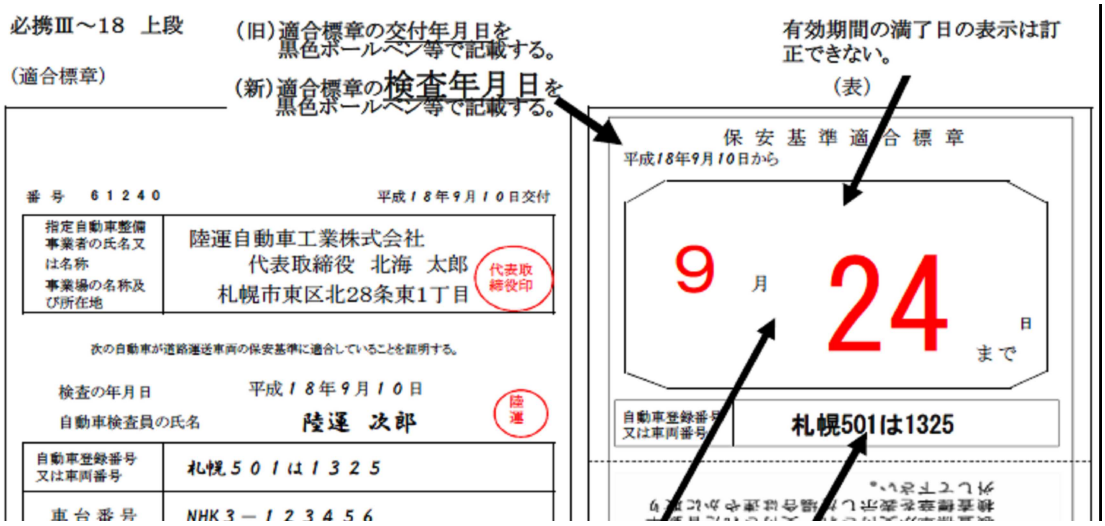

平成 30 年 9 月
自動車局整備課

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）の一部改正について

１．改正の背景

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」（平成 14 年 7 月 1 日付け、国自整第 63 号）では、道路運送車両法第 91 条の３の規定に基づく道路運送車両法施行規則第 62 条の２の２に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項等の取扱い及び指導について規定しているところ。

今般、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 51 号）により、自動車分解整備事業者が、点検又は整備の依頼者に対し、当該作業の概算見積りを記載した書面の交付に代えて電磁的方法による交付が可能となった。

これを受け、当該通達について所要の改正を行うこととする。

２．改正の概要

自動車分解整備事業者が点検又は整備作業の依頼者に対し交付する概算見積りについて、書面による交付に代えて電磁的方法による交付でもよいこととする。

３．スケジュール（予定）

施　行：平成 30 年 10 月 1 日（省令改正の施行日）

別紙

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）
（国自整第６３号　平成１４年７月１日）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達） 本文　（略） 記 第１節　自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領　（略） 第２節　自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領 １．自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等 （１）自動車分解整備事業者の遵守事項等 法第９１条の３の規定に基づく道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第６２条の２の２に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 ア（略） イ　定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供 ｉ（略） ii　点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。 また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した	自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達） 本文　（略） 記 第１節　自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領　（略） 第２節　自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領 １．自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等 （１）自動車分解整備事業者の遵守事項等 法第９１条の３の規定に基づく道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第６２条の２の２に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 ア（略） イ　定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付 ｉ（略） ii　点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。 また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概

新	旧
書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。 ウ・エ　（略） （２）（略） ２．自動車検査員の服務 （１）～（２）（略） （３）自動車検査員は、法第９４条の５第４項の検査を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成１１年１２月２２日法律第２１８号）第１３条第１項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。 （４）（略） ３．～４．（略） 附則（平成３０年９月２８日国自整第１５２号） 本改正規定は平成３０年１０月１日から施行する。 別添１　自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類 Ⅰ．自動車分解整備事業関係 １．法第７９条第１項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第２項、第３項に基づく書面は次のとおりとする。（法第７９条第１項、第２項及び第３項） （１）～（２）　（略） 別添２　指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準 １．（略）	算見積りの額を記載しておくこと。 ウ・エ　（略） （２）（略） ２．自動車検査員の服務 （１）～（２）（略） （３）自動車検査員は、法第９４条の５第４項の検査を行う際には、「自動車検査独立行政法人法」（平成１１年１２月２２日法第２１８号）第１３条第１項に定める審査事務の実施に関する規定に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。 （４）（略） ３．～４．（略） 別添１　自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類 Ⅰ．自動車分解整備事業関係 １．法第７９条第１項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同法第２項、第３項に基づく書面は次のとおりとする。（法第７９条第１項、第２項及び第３項） （１）～（２）　（略） 別添２　指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準 １．（略）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
２．要員関係の基準の解釈
２－１～２－４　（略）
２－５　検査工
検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。
<table>
<tr><td>点検するために不可欠な作業</td><td>・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に例示してある点検作業の範囲</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
３．作業場等の基準の解釈
３－１～３－２　（略）
３－３　完成検査場
ア～オ　（略）
<table>
<tr><td>点検するために不可欠な作業</td><td>・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に例示してある点検作業の範囲</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
３－４～３－６　（略）
</td><td>
２．要員関係の基準の解釈
２－１～２－４　（略）
２－５　検査工
検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。
<table>
<tr><td>点検するために不可欠な作業</td><td>・「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成 7 年運輸省告示第 342 号）に例示してある点検作業の範囲</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
３．作業場等の基準の解釈
３－１～３－２　（略）
３－３　完成検査場
ア～オ　（略）
<table>
<tr><td>点検するために不可欠な作業</td><td>・「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成 7 年運輸省告示第 342 号）に例示してある点検作業の範囲</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
３－４～３－６　（略）
</td></tr>
</table>

３．北海道における指定整備事業者の処分状況

〈平成２９年４月～平成３０年９月：支局長による警告を除く。〉

１．業態：専業
　保適証交付停止１５日、検査員文書警告：処分年月日　Ｈ２９．８．３１

　パトロール監査において、当日保安基準適合証が交付された車両について、巻込防止装置の取付高さが保安基準不適合状態であることを確認した。詳細を確認したところ、ボディリフトブロックの装着により高さが自動車検査証と相違しており、そのため巻込防止装置が不適合状態となっていた。
　また、その他一部灯火装置の灯色が保安基準不適合の状態であった。
　自動車検査員は、以上のことに気付かず保安基準適合証に証明を行い、事業者は保安基準適合証を交付していた。

〈主な改善策〉
・同一性に疑義のある車両（標準車以外全車）について、巻尺を用いて測定する。
・灯火装置について、複数で検査を行う。
・定期的に事業場内の巡回指導を行う。
・繁忙期に車検業務を増員するシフト体制とし、検査員の負担軽減を行う。

２．業態：専業
　保適証交付停止１５日、検査員文書警告：処分年月日　Ｈ２９．１２．２２

　パトロール監査において、すれ違い用前照灯で検査すべき車両を走行用前照灯で検査をしていたことを確認し、その後数回の監査により詳細に調査を行った。
　その結果、他に検査機器（サイドスリップ・テスタ、ブレーキ・テスタ及びスピードメータ・テスタ）の許容限度（軸重３ｔまで）を超える車両を検査している車両等、不適切な検査によるものも複数台確認された。
　自動車検査員は、忙しさから自動車検査証に記載されている初度登録年月や軸重を十分に確認しないまま検査し保安基準適合証に証明し、事業者は保安基準適合証を交付していた。

〈原因〉
・検査員が他の役職を兼務しており、管理体制が不十分であった。
・法令の理解不足と慣れによる思い込みがあった。

〈主な改善策〉
・検査員を増員し、検査業務に専念できる体制とする。
・各種研修会へ出席、社内勉強会を行い、最近の法令について従業員へ周知する。
・自主点検を定期的に実施する。
・保安基準適合証交付決裁前に中間決裁を実施する。

４．北海道における指定整備事業者の支局長警告の事例

〈平成２９年４月～平成３０年９月：支局長による文書警告の事例〉
　違反行為に起因する事故がしておらず、又は故意によるものではないため、次のいずれかの理由により違反点数を軽減した処分を含む。
・違反行為を自主申告し、当該違反事項の改善が可能であること
・過去５年以内に処分歴が無く、事業全般に渡り改善が見込まれること

１．同一性相違車に保適証へ証明、交付
・一時抹消登録されていないにもかかわらず 、中古新規の保適証へ証明、交付
・指定外部品の固定的取付による高さ相違４ｃｍ超を見落とし、保適証へ証明、交付
・登録番号と異なる登録番号標が取り付けられた車両に保適証へ証明、交付（２件）
・登録識別情報等通知書を紛失した不審案件車両に、保適証へ証明、交付（２件）
・構造等に関する事項（教習車→タクシー）相違車に、中古新規の保適証へ証明、交付

２．点検・検査一部未実施
・走行用前照灯で検査すべき車両（４台）をすれ違い用前照灯で検査
・オートバイの前照灯をすれ違い用前照灯で検査
・オパシ測定車をＤＳ測定で検査

３．保安基準不適合車両に保適証へ証明、交付
・保安基準緩和認定期限が切れた車両に保適証へ証明、交付
・ライトトレーラの前部反射器取り付けが無い状態で保適証へ証明、交付

４．自賠責保険期間不足で保適証を交付
・別の車両の自賠責保険の内容を保適証に記載し、保険期間不足に気がつかず交付
・旧自賠責を確認せず、依頼者持ち込みの新自賠責保険期間のみを記載して保適証を交付し、交付日から数日間保険期間不足
・別の車両の自賠責（依頼者持ち込み）を当該車両のものと誤認し、大部分自賠責未加入で保適証を交付
・旧自賠責保険が半日不足した車両に、継続して新自賠責を契約し、半日不足で交付

○平成２９年度及び平成３０年度の監査及び処分件数

運輸支局	監査件数	取消	交付停止	是正命令	文書警告	検査員の解任	検査員の警告
札 幌	588 （188）		1		7 （2）		8 （1）
函 館	173 （81）				2		2
室 蘭	93 （29）		1		1		1
旭 川	240 （68）						
帯 広	155 （24）				1 （1）		1
釧 路	239 （91）						2
北 見	178 （76）						1
局 計	1,666 （557）	0 （0）	2 （0）	0 （0）	11 （3）	0 （0）	15 （1）

※（　）内は、平成３０年度（Ｈ３０年４月～９月末）の状況。
※ 指定整備事業者で認証関係処分だけのものは除く。

○平成２８年度から平成３０年９月までの主な違反内容（違反内容毎に複数計上）

違反内容	Ｈ２８	Ｈ２９	（Ｈ３０）
不正改造車へ保適証交付	1		
保安基準不適合車への保適証交付	4	4	
同一性相違車に保適証交付	1	7	（1）
点検・検査一部未実施 （審査事務規程と相違する方法による検査又は 検査機器の許容能力を超える自動車を検査も含む）	7	4	
法令を遵守する体制にない（交付体制の不適切）	3	10	（2）
指定整備記録簿の虚偽記載	1		
完成品に恒常性が無い	2	3	
指定整備記録簿の記載漏れ、誤り	7	4	（1）
自賠責保険期間不足で保適証交付	2	2	（2）
保適証の記載誤り			（1）
概算見積書の未交付（認証）	1		
未認証工場へ分解整備の依頼（認証）	3		

※（　）内は、平成３０年度（Ｈ３０年４月～９月末）の状況。
※ 指定整備事業者で文書警告以上の処分についての統計

○口頭注意を受けた事業場数（平成３０年度は平成３０年９月末現在）

	札 幌	函 館	室 蘭	旭 川	帯 広	釧 路	北 見
平成２９年度	134	74	34	29	35	46	17
平成３０年度	21	47	7	12	2	8	3

主な指摘事項
・点検整備項目の記載漏れ（誤り）
・完成検査欄の記載漏れ（誤り）：制動力、DS、ヘッドライト
・目視検査欄の記載漏れ

平成２９年度　全国の指定整備事業者の処分状況

○監査及び処分件数

運輸局	監査件数	取　消	交付停止	是正命令	文書警告	検査員の解任
北海道	1,666		2		13	
東　北	1,810		3		7	
関　東	3,272	2	4		21	7
北陸信越	985	1			1	1
中　部	1,822	1	12		28	5
近　畿	4,437	1	7		22	5
中　国	2,175		2		13	
四　国	750		4		11	1
九　州	1,963	2	7		13	3
沖　縄	409	1	7		11	2
全国計	19,289	8	48	0	140	24

７．ディーゼル車の排出ガス検査（オパシメータ測定）時の注意事項
〈ＳＫＹＡＣＴＩＶ－Ｄ　２．２〉　マツダ(株)

（一社）日本自動車整備振興会連合会発行の「技術情報」２０１８．９　№.５７８にマツダ車（ＣＸ－５、ＣＸ－８、アテンザ、アクセラのSKYACTIV-D 2.2エンジン搭載車）のオパシメータ測定時の注意事項が掲載されておりましたので、概要をお知らせします。

詳細は、「技術情報」２０１８．９　№.５７８をご確認ください。

【内容】

オパシ測定する際、吸気通路内にオイルが溜まっていると正しい測定ができない。
その場合は、後述のオイル抜き作業を測定前に行う。

【概要】

軽負荷走行が多い車両の吸気通路内にオイルが溜まっていることがあり、その状態でアクセルを全開にすると、オイルが一気に燃焼室に吸引され、正しく測定できない。
なお、これは通常の運転シーンにはない検査固有の操作によるものであり、車両の故障ではない。
オパシ測定を行う際は、手順に従ってエンジン回転数を上げ、吸気通路内の溜まっているオイルを予め吸引させる。

【注意】

・低大気圧９０ｋPa以下（標高1,000m以上）では作業しない。
・エンジン警告灯が点灯していない状態で実施する。
・水平な場所に車両を停車する。
・オイル交換時期が近い場合には、オイル交換後に実施する。
・オパシ測定は、この手順後1か月以内、且つ1,000ｋｍ以内に実施する。
・手順実施中に、意図せぬ回転上昇や異音を感じたら、直ぐにプッシュボタンスタートを押してエンジンを停止させる。

【作業手順（概要のみ）】

図を参照しながら、①規定の温度まで暖機、②直ぐ緊急停止できるようプッシュボタンスタートに指を添える、③④⑤規定の秒数で規定の回転数まで段階的に回転数を上げる、⑥アクセルを戻す、⑦白煙や臭いがなければ終了、⑧白煙や臭いがあったらＤＰＦの強制再生（整備書参照）を実施、という流れになります。

※必ず「技術情報」２０１８．９　№.５７８にて詳細をご確認の上、作業してください。

平成 30 年 10 月 19 日
自 動 車 局 整 備 課

大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！

～　平成２９年度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて　～

平成２９年度のホイール･ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は６７件（うち人身事故２件）で、前年度に比べ１１件増加し、近年、同事故の発生件数は増加傾向にあります。
これから冬用タイヤの交換作業を迎えることから、タイヤ交換時の適正な作業の実施、一定距離走行後の増し締めなど、確実なチェックが重要です。

１．事故発生状況

平成２９年度の大型車（車両総重量８トン以上のトラック又は乗車定員３０人以上のバス）のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故の発生状況は別紙１のとおりです。

【主な傾向】

・大型車の車輪脱落事故は、冬期（１１月～３月）に集中（全６７件中５６件(８４%)）。
・積雪地域での発生が多く、北海道での発生が前年度より８件増加し１３件（前年度の２．６倍）。
・車輪脱着作業後１ヶ月以内に発生した脱落事故が約半数（５５%）を占める。
・脱輪の主な原因のうちホイール・ボルト又はナットの締付不良等の「作業ミス」が９１%と大半を占める。
・脱輪の直前に行ったタイヤの脱着作業が「タイヤ交換」である４４件について、その作業の実施月を見ると、１１月にタイヤを交換した車両が２１件（４８%）を占める。
・車輪脱落位置の大半（５６件（８３%））が左後輪。　*※推定原因については別紙1参照*

２．車輪脱落事故防止に係る取り組み

国土交通省では、近年、車輪脱落事故の発生が増加傾向にあることを重く受け止め、関係業界とともに「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、脱輪防止対策に係る従来の取り組みに加え、各業界で取り組むべき車輪脱落事故防止のための「緊急対策」を取りまとめ、実施しております。

特に、これから冬期に向けて冬用タイヤの交換がピークを迎えるため、大型車のユーザーなどの関係者に対し、緊急対策の内容（別紙２）について徹底を図ってまいります。

なお、上記については、（一社）日本自動車工業会作成のチラシ（別紙３）により運送事業者をはじめとする大型車ユーザーなどの関係者に対して、徹底を図ってまいります。

＜添付資料＞
別紙１　平成 29 年度大型車の車輪脱落事故発生状況
別紙２　大型車の車輪脱落事故防止のための「緊急対策」
別紙３　大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（（一社）日本自動車工業会作成）

〈問い合わせ先〉
自動車局　整備課　村井、児島、伊堂寺
代表:03-5253-8111（内線:42426、42412)、直通：03-5253-8599、FAX:03-5253-1639

車輪脱落事故発生状況（平成２９年度）【別紙1】

年度別の大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故※の発生件数

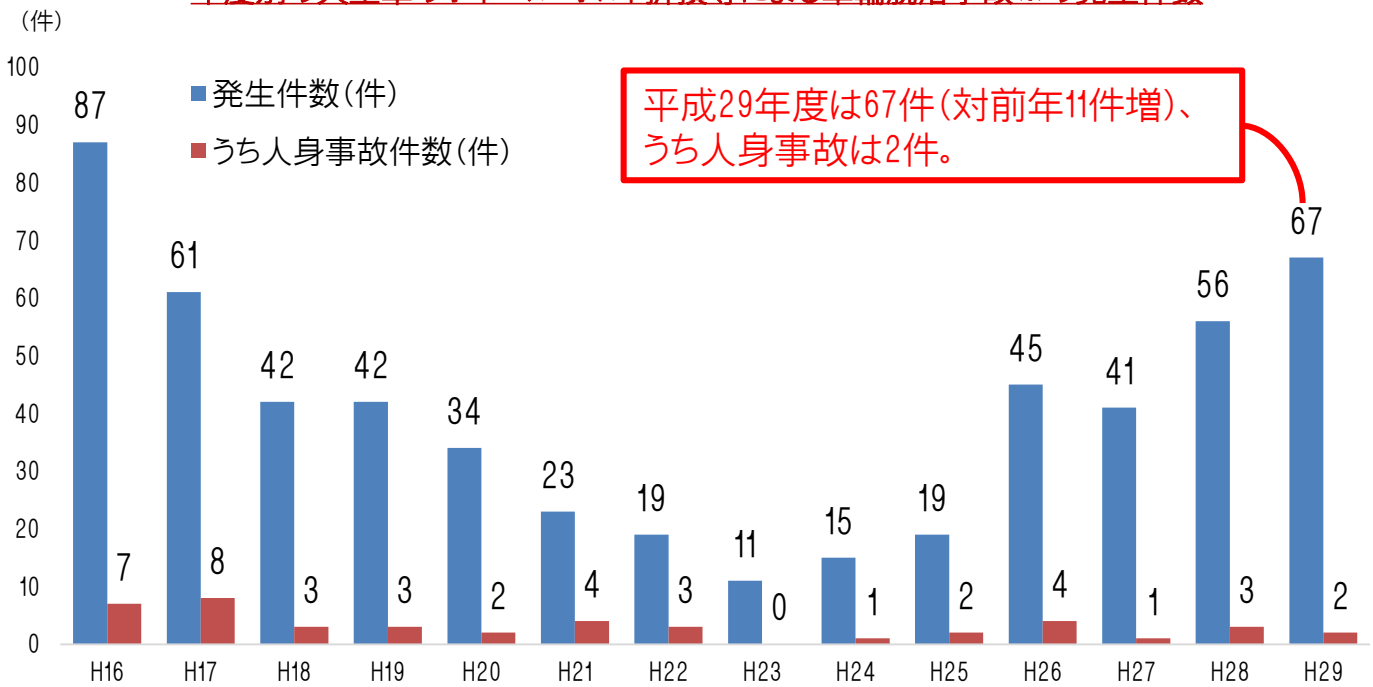

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生月

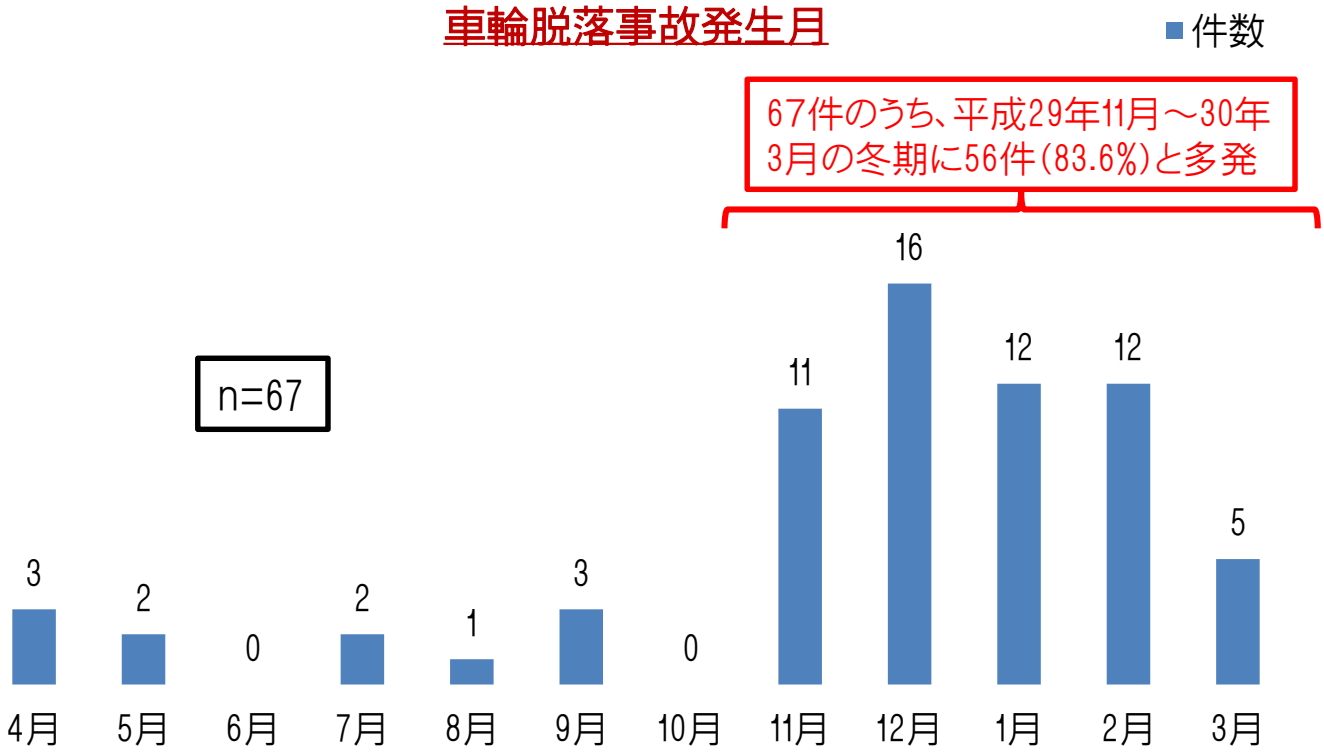

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（平成２９年度）

事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置

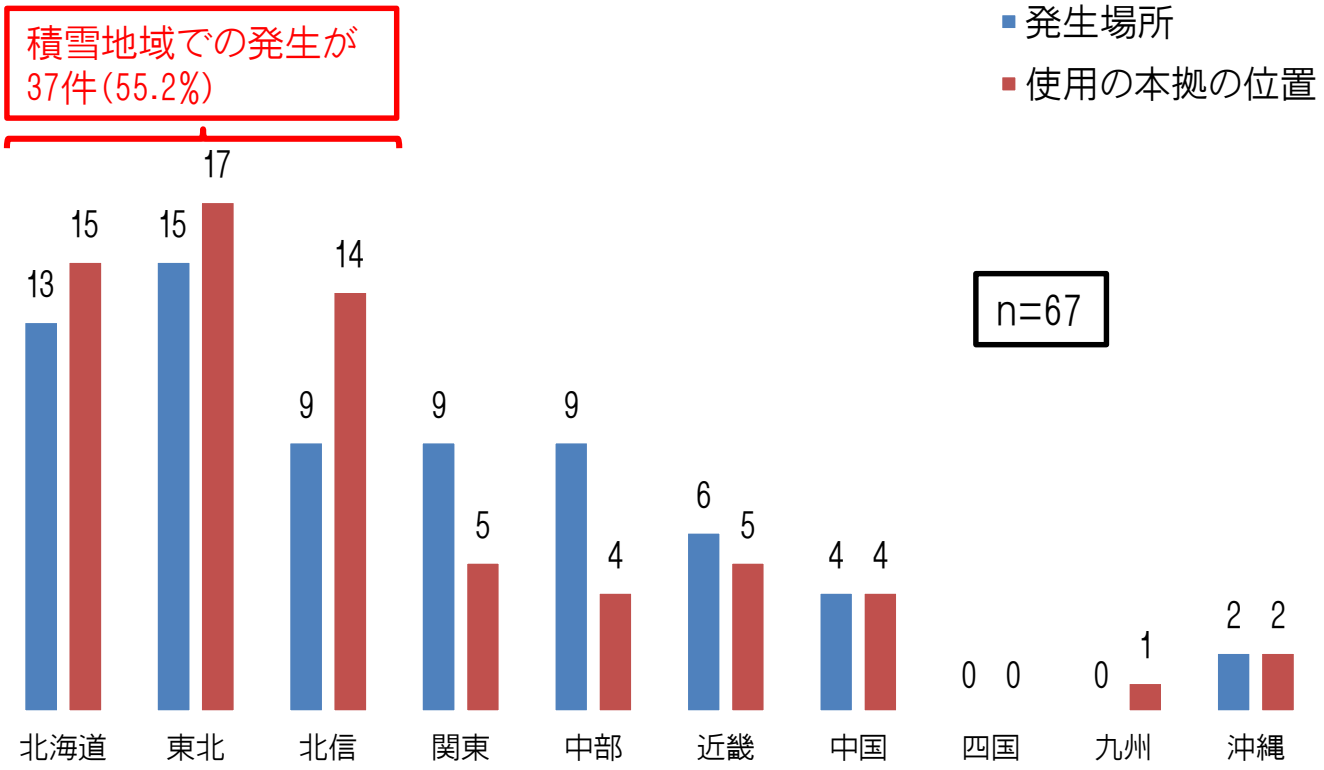

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

【参考】事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置(平成28年度)

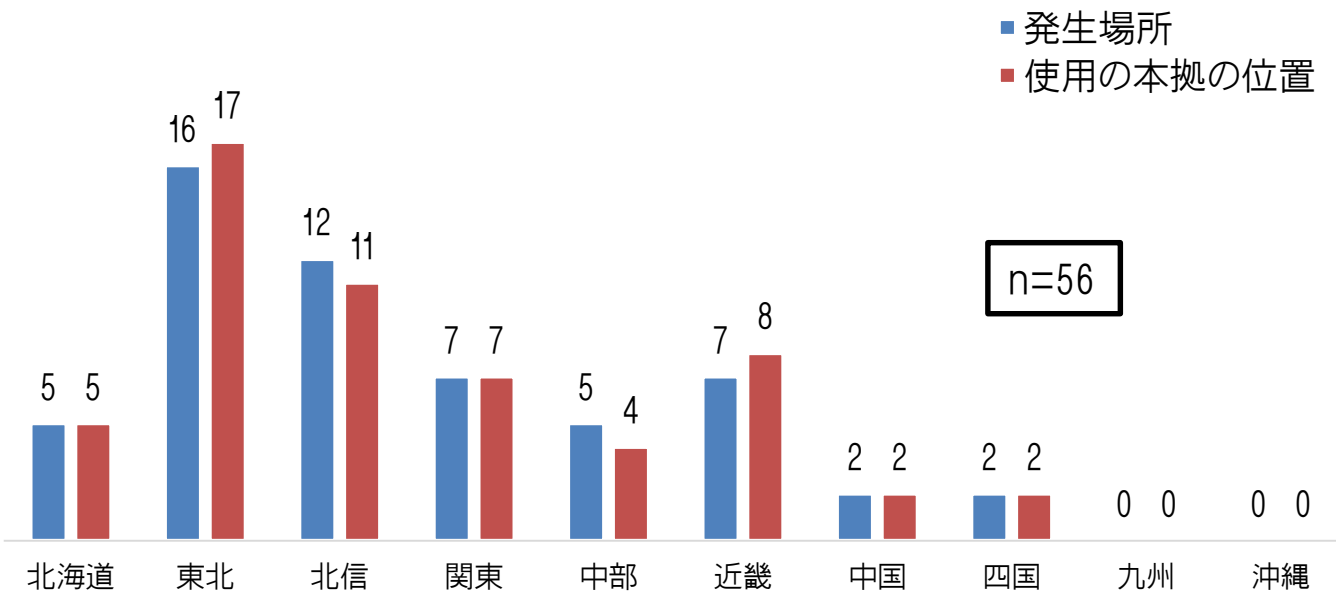

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（平成２９年度）

車輪脱着から脱落発生までの期間

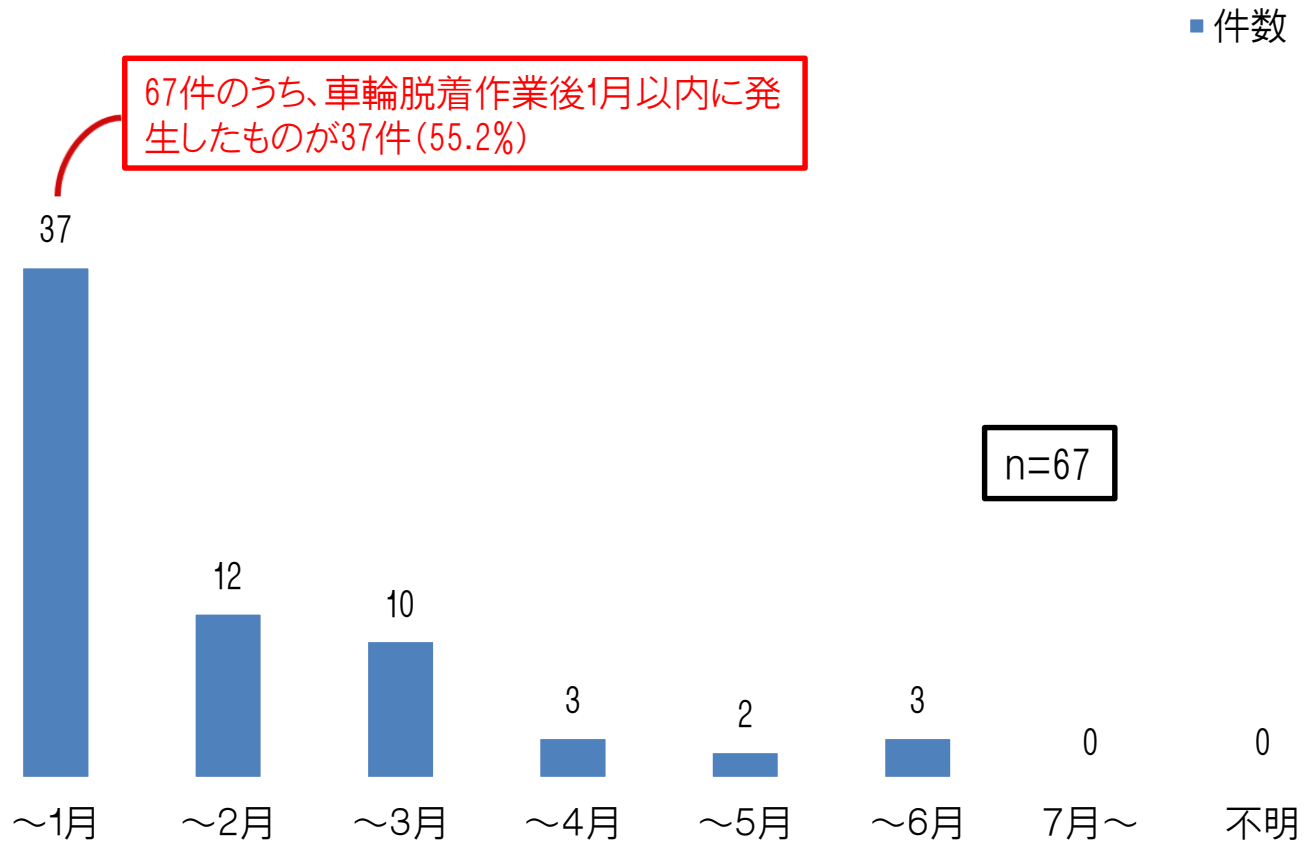

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

【参考】車輪脱着から脱落発生までの期間（平成28年度）

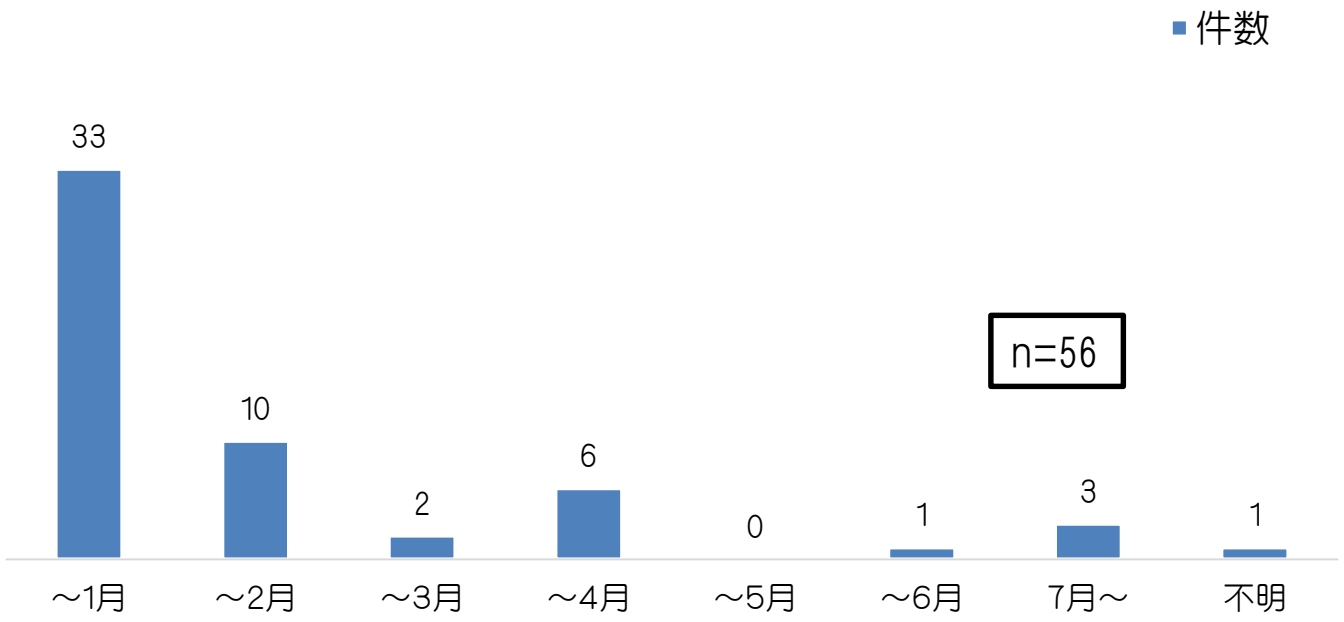

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（平成２９年度）

脱輪の直前に行ったタイヤ脱着作業の内訳

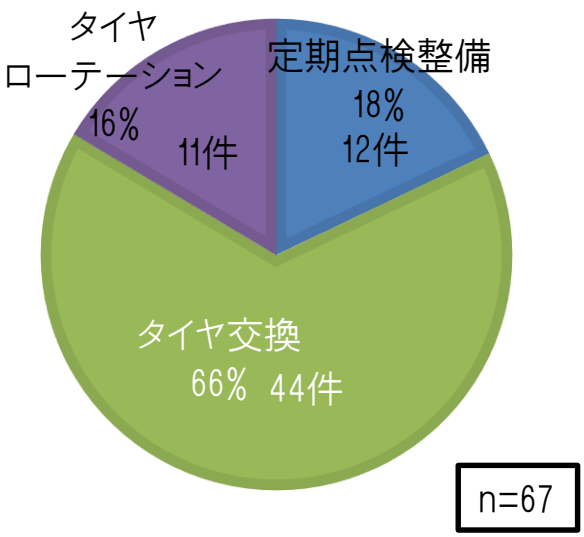

●タイヤ交換
- 通常タイヤから冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）への交換
- 摩耗したタイヤの交換　　など

●タイヤローテーション
- タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者の内訳

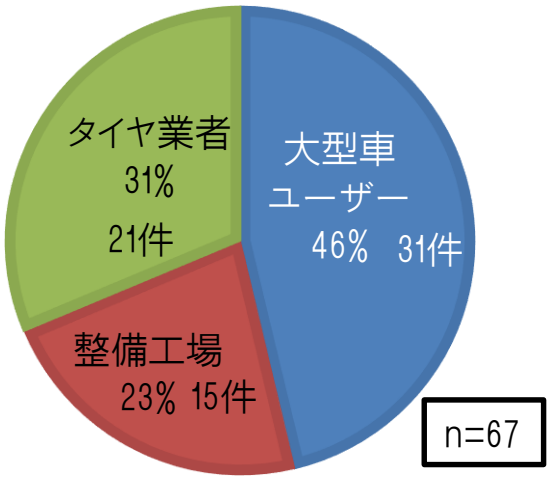

発生推定原因

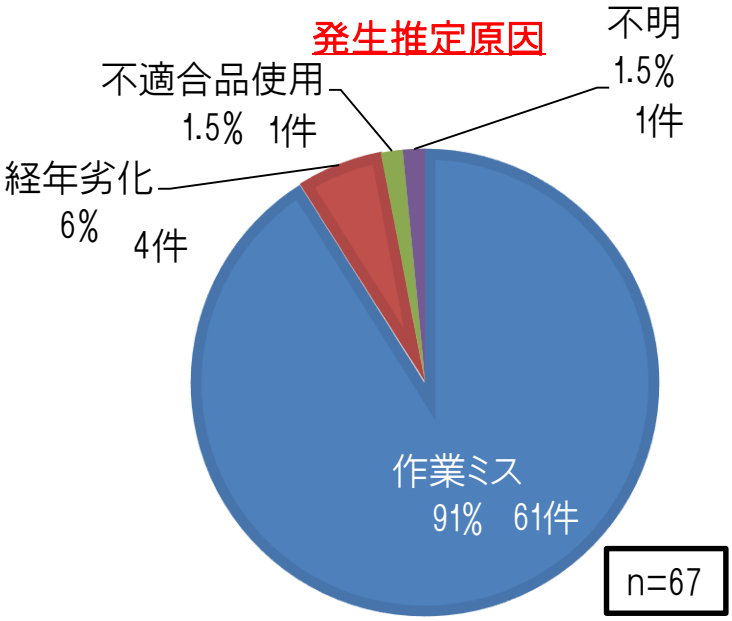

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

主な事故発生推定原因

●作業ミス
- ホイール・ナットの締付不良　36件
- タイヤ交換後の増し締め未実施　12件
- ホイールの組付不良　2件
- ホイール・ナットの過締付　4件
- 不良ホイールの使用　2件
- 日常点検時の確認不足　5件

●経年劣化
- ホイール・ボルトの腐食、又は、金属疲労による折損

●不適合品使用
- 劣化・損傷したホイールの使用による折損

車輪脱落事故発生状況（平成２９年度）

車輪脱落事故直前のタイヤ脱着作業として「タイヤ交換」を実施した車両についてタイヤ交換作業実施時期別事故件数

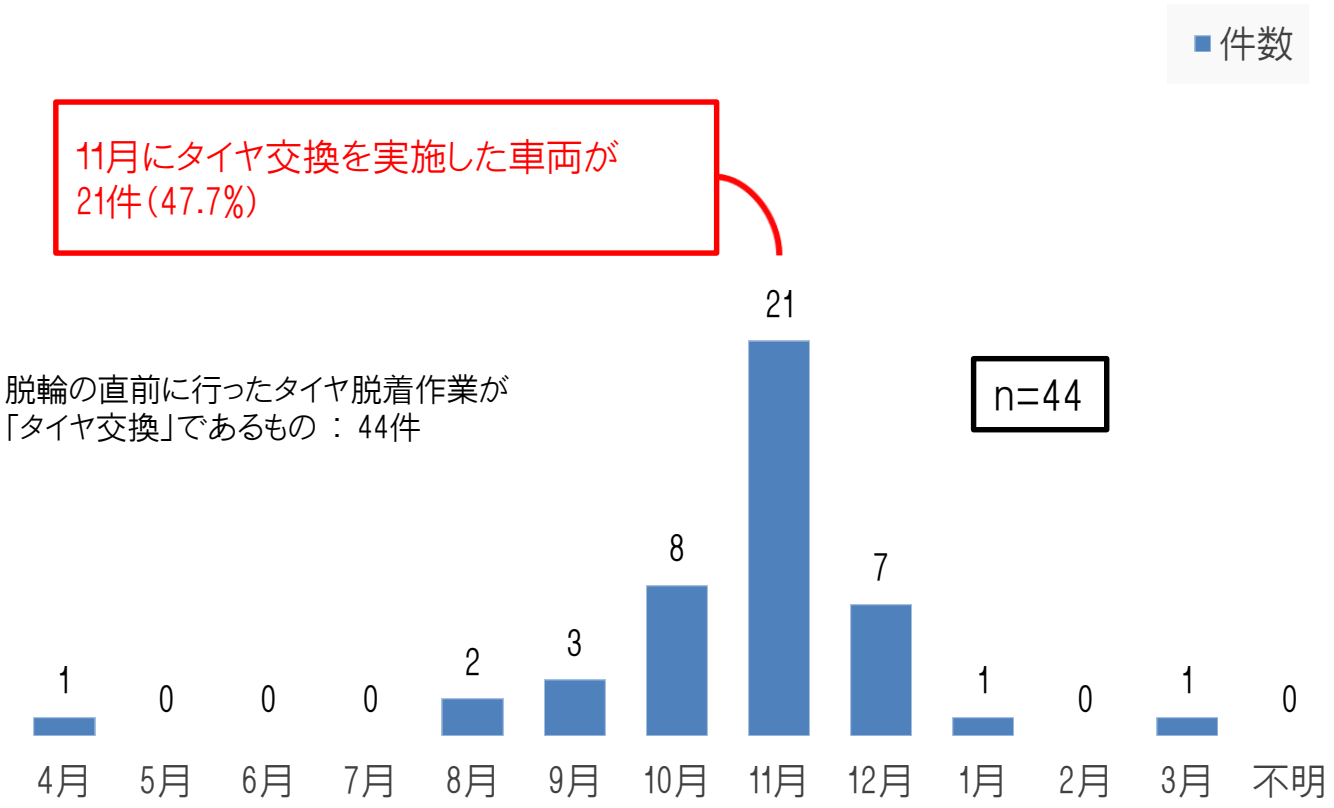

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ交換作業とは
●通常タイヤから冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）への交換
●冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）から通常タイヤへの交換

●タイヤが摩耗したことによる交換　　など

車輪脱落事故発生状況（平成２９年度）

脱落車輪の位置（平成29年度）

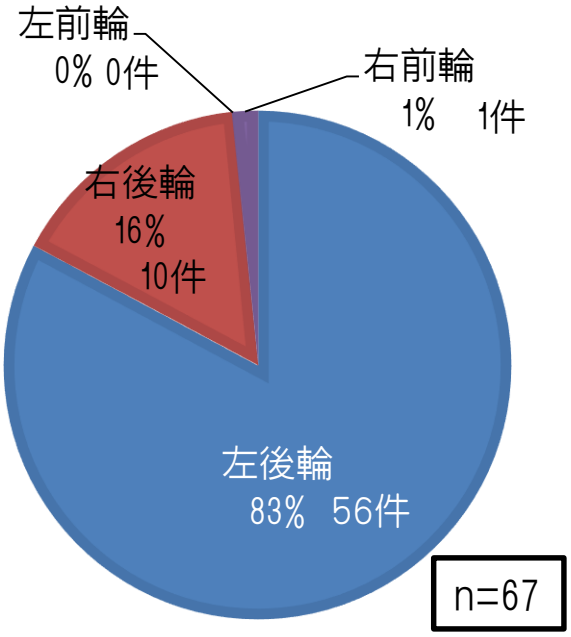

【参考】脱落車輪の位置（平成28年度）

	左	右	合計
前軸	1	2	3
後軸	48	5	53
合計	49	7	56

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

左後輪のタイヤが多く脱落している

他のタイヤに比べて左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

●左輪タイヤが多く脱落する原因については、自動車メーカー等の見解を聞きながら引き続き調査中であるが、以下の可能性が考えられる。

- 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- 道路は中心部が高く作られている場合が多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。

前輪タイヤの脱落が少ない推定原因

●前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

【別紙２】

大型車の車輪脱落事故防止のための「緊急対策」

平成３０年４月
大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会

近年のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数増加を受け、連絡会構成団体は、当該事故防止のため、従来の取組に加え、以下の事項を「緊急対策」として速やかに実施する。また、平成３０年８月を目途に、連絡会へその実施状況を報告する。

各団体における実施事項

団体名	実施事項
（公社）全日本トラック協会 （公社）日本バス協会 （一社）全国自家用自動車協会	傘下会員の運送事業者・大型車ユーザーに対して、以下の事項を徹底。 ・日程に余裕を持った計画的な冬タイヤの交換の実施。 ・車輪脱落事故防止のための４つのポイント（※）の実施について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
（一社）日本自動車整備振興会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 （一社）日本自動車タイヤ協会 日本自動車車体整備協同組合連合会 （一社）日本自動車販売協会連合会 全国石油商業組合連合会	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 ・インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締付ける際は、締過ぎに注意し、最後にトルクレンチ等を使用して必ず規定トルクで締付け。 ・ホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用の実施。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に実施。 ・入庫する大型車のユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための４つのポイントについて周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては徹底的に実施するよう啓発。 ・特にタイヤメーカーにおいては、自社製品の流通経路を活用し、タイヤ販売事業者に対してホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
（一社）日本自動車工業会 （一社）日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 ・大型車ユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための４つのポイントの実施について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
（一社）日本自動車機械工具協会 （一社）日本自動車機械器具工業会 （一社）自動車用品小売業協会	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 ・タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法について購入者へ説明。

※以下の４項目

１．ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締付け

２．タイヤ交換後、５０～１００ｋｍ走行後の増締めの実施

３．日常（運行前）点検における確認

４．ホイールに適合したボルト及びナットの使用

以上

大型車の車輪脱落を防ごう！

合言葉は おちない

なくならない…車輪脱落事故

徹底しよう！大型車の車輪脱落を防ぐ4つのルール

お きまりのトルクで きちんと締め付けて

規定のトルクで確実に締め付けを

締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式、平面座で締付けるISO方式があります。規定のトルクで確実に締付けてください。

※ホイールナットの締付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締付け作業時（終了後）、「規定の締付けトルク」で確実に締付けたことを確認するよう、お願いします。

ち ゃんと増し締め 交換後

50～100km走行後に、しっかり増し締めを

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下。50～100km走行後を目安に、増し締めしてください。

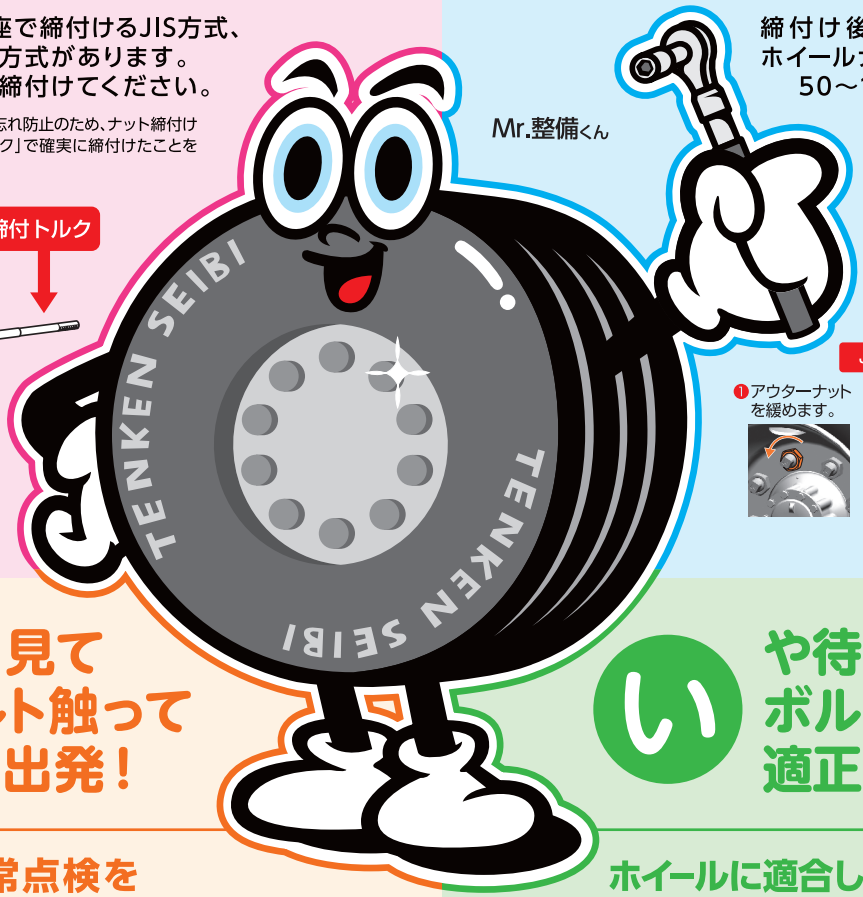

ねじの締付け方向を確かめて締付けます。

JIS方式（球面座）ダブルタイヤの場合

❶アウターナットを緩めます。 ❷インナーナットを締付けます。 ❸アウターナットを締付けます。

※この図は右側タイヤの場合です。

な（ナット）っと見て ボルト触って さぁ出発！

一日一回の日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見てさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。

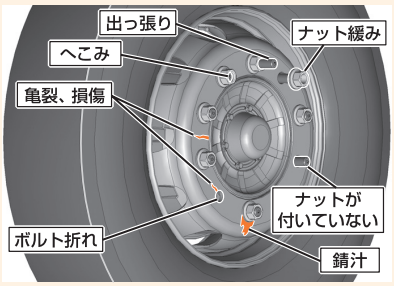

アドバイス

とくに、気が付きにくい左後輪は、重点的に点検を！

い や待てよ？ ボルトとナットは 適正か？

ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※ＪＩＳ方式では、アルミホイール（スチール）用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール（アルミ）は履けません！ ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません！

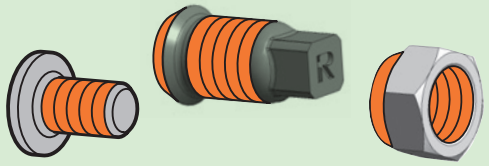

ホイールナットの締め付けOK？ STOP！車輪脱落 大型車の車輪脱落事故

いすゞ自動車　日野自動車　三菱ふそうトラック・バス　UDトラックス
（日本自動車工業会）

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取扱による
車輪脱落事故が発生しています！

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取扱い（交換作業）をお願いします。

※ホイールナットの締付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意　ホイールナットの締付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取扱ミス（誤組み付け、部品の誤組み）

その他、ホイールナット締付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

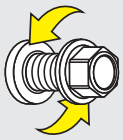

JIS方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部（球面座）にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。

ISO方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には塗布しないでください。

※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部（インロー部）にグリースを薄く塗布します。

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

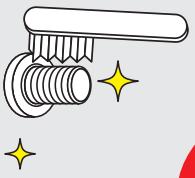

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面（ISO方式では、ハブのはめ合い部も）、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイール締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締付ける JIS 方式と、平面座で締付ける ISO 方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO 方式」を採用しました。

ホイール締付け方式	ISO方式（8穴、10穴）	JIS方式（6穴、8穴）
ホイールサイズとボルト本数（PCD）	19.5インチ：8本（PCD275㎜） 22.5インチ：10本（PCD335㎜）	17.5（19.5の一部）インチ：6本（PCD222.25㎜） 19.5、22.5インチ：8本（PCD285㎜）
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪：右ねじ（新・ISO方式） 右輪：右ねじ　左輪：左ねじ（従来ISO方式）	前輪 M24（または20）後輪 M20、M30 右輪：右ねじ　左輪：左ねじ
ホイールナット使用ソケット	平面座（ワッシャー付き）・1種類 33㎜（従来ISO方式の一部は32㎜）	球面座・6種類 41㎜/21㎜
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの締付け構造	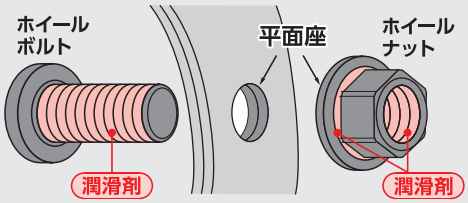	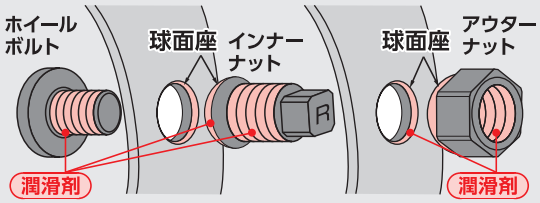

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

新・ISO方式ホイール取扱いガイド ▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/iso_wheel_100203.pdf
中・大型トラック・バスのホイールナット締付けトルク ▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/wheelnut.pdf
車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて ▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/fall_off_wheel2007.pdf